

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく

佐久圏域の減災に係る取組方針

平成 30 年 1 月 30 日

佐久圏域大規模氾濫減災協議会

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 本協議会の構成員
- 3 佐久圏域の概要
- 4 佐久圏域の現状と課題
- 5 減災のための目標と概ね5年で実施する取組み
- 6 概ね5年で実施する取組み
- 7 取組方針のフォローアップ

## 1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となりました。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」をとりまとめました。

そのような中、平成 28 年 8 月の台風 10 号では岩手県小本川が氾濫し、小本川沿川の高齢者福祉施設で 9 名の死者が出る被害となりました。

これを受け、平成 29 年 1 月に社会資本整備審議会会長から国土交通所に対して「中小河川等における水防災意識社会 再構築ビジョン」の取り組みを加速し、都道府県が管理する河川においても本格展開することが求められております。

長野県では、河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、佐久圏域の県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、「佐久圏域大規模氾濫減災協議会」（以下、「本協議会」という。）を平成 29 年 5 月 15 日に設立しました。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組み」、「的確な水防活動等の取組み」など各取組状況の情報を共有し、円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために、地域の取組み方針を作成し、共有することとします。

また、県内の他の圏域の大規模氾濫減災協議会とも情報共有していきます。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

## 2 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり。

機 関 名	代表者（構成員）
小諸市	市 長
佐久市	市 長
御代田町	町 長
軽井沢町	町 長
立科町	町 長
佐久穂町	町 長
小海町	町 長
北相木村	村 長
南相木村	村 長
南牧村	村 長
川上村	村 長
佐久広域連合消防本部	消 防 長
小諸警察署	署 長
佐久警察署	署 長
軽井沢警察署	署 長
佐久地域振興局	局 長
佐久保健福祉事務所	所 長
佐久建設事務所	所 長

本協議会のアドバイザーは以下のとおり。

機 関 名
（アドバイザー） 国土交通省 北陸地方整備局 千曲川河川事務所 長野地方気象台 長野県危機管理防災課 長野県河川課

### 3 佐久圏域の概要

佐久圏域は、長野県における信濃川水系の上流域に位置し、佐久市、小諸市、御代田町、軽井沢町、立科町、佐久穂町、小海町、北相木村、南相木村、南牧村、川上村の2市5町4村で構成されており、群馬県、埼玉県及び山梨県と県境を接しています。北に浅間山、南に金峰山、甲武信ヶ岳、西に蓼科山、赤岳、東に荒船山と山々に囲まれ、甲武信ヶ岳を源に発する千曲川が南北を貫流する自然環境に恵まれた地域となっています。

圏域の総面積は約 1,571km<sup>2</sup> で、県全体の約 11.6%を占めています。圏域内に県管理河川は 69 河川あり、その総延長は約 624.3km で、県管理河川全体延長 4,802.7km の約 13.0%となっています。

地質は、南部は深成岩の花崗岩、秩父層の石灰岩、砂岩及び頁岩の堆積岩で構成され、中央平坦部は主に火山砕屑物（火山灰、火山砂）からなっています。浅間山麓高原地帯は凝灰角礫岩と軽石混じりの火山灰層から構成され、蓼科山麓地帯は火山角礫岩、凝灰角礫岩などの火山砕屑物からなっています。

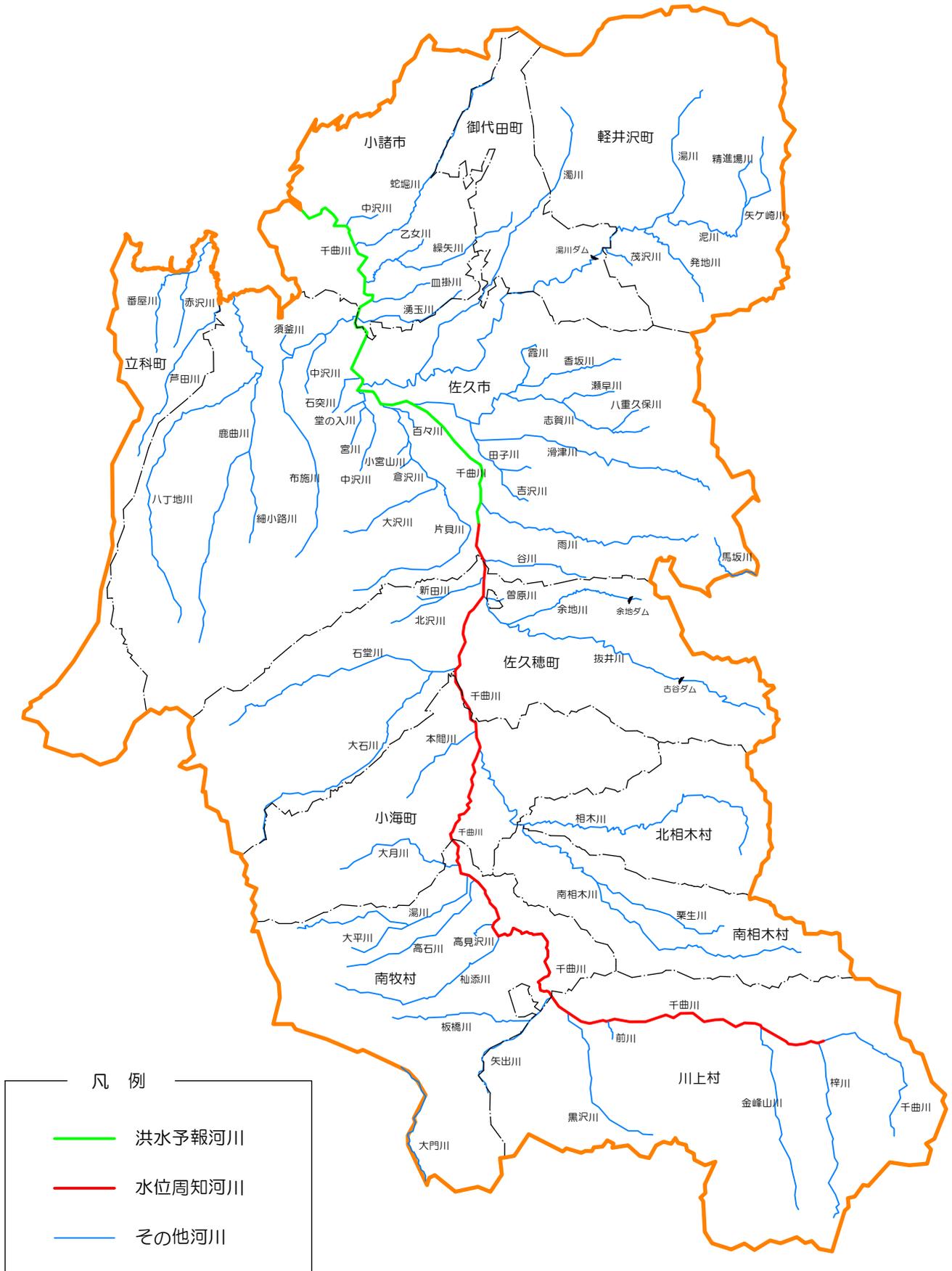
気象は、寒暑の差が激しく比較的降雨の少ない地域となっていますが、近年は局所的で突発的な豪雨（ゲリラ豪雨）が降る傾向にあります。標高も高いため、夏は涼しく冬は寒冷な気候となっています。

圏域内河川の現状は、昭和初期から災害復旧を中心とした護岸整備を行っており、昭和40年代頃から改修計画を策定した本格的な治水対策に着手しています。耕地の宅地化や高速道路・新幹線といった高速交通網の整備等による流域の発展が見込まれ、浸水想定区域内の資産は増加傾向にあります。このため、流下能力不足のため洪水により大きな被害が予想される河川や、近年災害が発生し早急に治水対策が必要な河川を重点的に整備している状況となっています。なお、近年では北沢川や片貝川などで浸水被害が発生しています。

【佐久圏域の河川現況】

	県管理河川数	河川延長 (km)
信濃川水系	67	614.7
利根川水系	1	3.9
富士川水系	1	5.7
佐久圏域	69	624.3
県全体	737	4802.7
県全体に対する割合	9%	13.0%

# 佐久圏域の県管理河川図



## 4 佐久圏域の取組状況と課題

佐久圏域における減災対策について、各構成員が現在実施している洪水時の情報伝達や水防に関する事項等についての取組み及び課題を抽出し、以下のとおりとりまとめた。

### ① 情報伝達等に関する事項

項目	現状	課題
想定される浸水リスクの周知	○千曲川（洪水予報河川・水位周知河川）、相木川、大石川、金峰山川、南相木川、栗生川、蛇堀川、中沢川、滑津川、湯川、志賀川については、浸水想定区域図が策定され、河川課HP等で公表している。また、市町村からは、浸水想定区域図に基づくハザードマップが公表済み。	(1)最近の被災状況を踏まえると、より大規模な氾濫に備える必要がある (2)住民への周知に向けた取組みの強化が必要
洪水時における河川水位等の情報の内容	○圏域内に、雨量計が33ヶ所設置されている。  ○圏域内県管理河川には、下記位置に水位計が設置されている。 千曲川：樋沢水位局（川上村） 下越水位局（佐久市） 塩名田水位局（佐久市） 抜井川：平河原水位局（佐久穂町）  ○圏域内県管理河川には、下記位置に量水標が設置されている。 千曲川：樋沢（川上村） 大芝橋（南牧村） 馬流橋（小海町） 八十巖橋（佐久穂町） 下越（佐久市） 鍛冶屋（佐久市） 野沢橋（佐久市） 塩名田（佐久市） 大久保下水管橋（小諸市）	(3)水位計が必要な地域がある (4)量水標が必要な地域がある (5)量水標の張替が必要な箇所がある（大芝橋、馬流橋、八十巖橋、大久保下水管橋） (6)県管理区間の一級河川だけでなく、流入河川の氾濫や内水対策に関する情報が必要

項目	現状	課題
市町村への情報提供と避難勧告等の発令基準	<p>○決壊、溢水等の重大災害が発生する恐れのある場合には、建設事務所長から関係首長に情報伝達を行う。</p> <p>○建設事務所担当者(水防当番)から関係自治体防災担当者に対して情報伝達を行っている。</p> <p>○避難勧告等は、各市町村の地域防災計画に記載し、それに基づき発令している。</p> <p>○千曲川(洪水予報河川、水位周知河川)では水防警報で水位周知している。</p> <p>○気象庁 HP や防災情報提供システムで、流域雨量指数の予測(洪水予報の危険度分布、流域雨量指数帳票)を提供している。</p>	<p>(7)関係首長へより具体的に、確実に情報伝達する必要がある(ホットライン)</p> <p>(8)確実な情報提供を担保する必要がある(水位情報、予報も含め)</p> <p>(9)避難勧告等の発令基準の具体化、地域防災計画の修正が必要</p> <p>(10)避難勧告等に係る判断や伝達に係る詳細なマニュアルの整備が必要</p> <p>(11)避難に必要な時間を確実に確保する必要がある(タイムライン)</p> <p>(12)災害時要配慮者に留意が必要</p> <p>(13)情報の一元管理が必要</p> <p>(14)避難等の判断に必要な情報を、確実かつわかりやすく提供するとともに、その利活用を促進する必要がある。</p>
避難場所 避難経路	<p>○佐久市、小諸市、佐久穂町、小海町、南牧村、川上村では、県管理河川について浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成している。</p>	<p>(15)避難時の危険に配慮して、多様な避難方法を選択できるようにする必要がある</p> <p>(16)洪水以外の危険(土砂災害、地震、火事等)にも活用できるようにしたい</p> <p>(17)住民への周知の取組み強化が必要</p> <p>(18)大規模災害時の避難について、市町村を超えた広域的避難、長期避難に向けた検討が必要</p>

項目	現状	課題
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○雨量・水位情報等をHP（長野県河川砂防情報ステーション）にて公表している</p> <p>○避難情報を防災行政無線や広報車などにより伝達している</p> <p>○防災対応型エリア放送（TV）やコミュニティ放送（ラジオ）にて情報伝達している</p> <p>○消防本部では、自然災害発生時の被害状況や避難情報、大雨が予想される場合には警報等の気象に関する情報を、災害案内ダイヤル（10回線）にて提供している。【0267-64-8638】</p>	<p>(19)住民へのわかりやすさ、危険度が伝わるようにすることが必要</p> <p>(20)災害危険時に確実に情報提供する必要がある（荒天時等）</p> <p>(21)あらゆる人に情報提供する工夫が必要（インターネット未利用者、視力・聴力低下者、外国人等）</p>
避難誘導體制	<p>○避難誘導は市町村職員、警察、消防団員、自主防災組織等の各組織が実施している。</p> <p>○水防活動を行う消防団が避難誘導等の任務も担っている。</p>	<p>(22)迅速な避難が可能となるよう、組織ごとの役割分担の明確化が必要</p> <p>(23)構成員の減少、高齢化対策が必要</p> <p>(24)より実践に即した訓練が必要</p>

## ② 水防に関する事項

項目	現状	課題
河川の巡視	<p>○出水期前に河川管理者がそれぞれ河川点検を実施している。</p> <p>○出水時には水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p>	<p>(25)重要水防区域が多く、優先的に監視・水防活動すべき箇所の特定制が困難</p> <p>(26)住民へ重要水防区域の周知が必要</p> <p>(27)点検箇所の経年状況の把握（カルテ）と見直しが必要</p> <p>(28)効率的な巡視方法、役割分担の明確化が必要</p>

項目	現状	課題
水防資機材の整備状況	○水防資材（土のう袋、ロープ、ブルーシート等）を市町村備蓄場、消防署等に保管している。	(29) 装備品の情報共有、使用融通を検討する必要がある (30) 装備品等の確保、交換を確実に行う必要がある
自治体庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	○大規模な水害時には、庁舎等が浸水し機能が低下・停止する恐れがある。 ○ライフライン（電気・ガス・水道・通信）が浸水し機能が低下・停止する恐れがある。	(31) 災害時の対応拠点となる庁舎等の耐水化対策が必要 (32) ライフラインの耐水化対策が必要 (33) 被災時の代替機能・補完機能の確保が必要 (34) 自主防災組織の拡充が必要

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状	課題
ダム等の災害時の運用	○圏域内の県管理ダムは以下の3箇所である。各々の操作規則により管理している。 湯川ダム：御代田町 湯川 古谷ダム：佐久穂町 抜井川 余地ダム：佐久穂町 余地川 ○ダム情報をHP（長野県河川砂防情報ステーション）にて公表している。	(35) ダムの情報を広くわかりやすく提供することが必要

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現 状	課 題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	<p>○圏域内県管理河川では、以下の箇所で河川改修事業を実施中。</p> <p>千曲川：海ノ口（南牧村）            本間下（小海町）            鍛冶屋（佐久市）</p> <p>北沢川：宿岩（佐久穂町）            片貝川：桜井～大沢（佐久市）            大沢川：大沢（佐久市）</p> <p>湯 川：広戸橋上（御代田町）            中軽井沢（軽井沢町）</p>	(36)引続き対策を実施する必要がある

※各項目の課題の番号は、後述の「6 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

## 5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して達成すべき減災目標を以下のとおりとします。

### 【達成すべき目標】

佐久圏域の流域における大規模水害に対し、  
「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す

### 【目標を達成するための取組み】

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組み
- ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組み
- ③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組み

※ 大規模水害・・・・・・・・想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※ 逃げ遅れ・・・・・・・・立退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ、孤立した状態

※ 社会経済被害の最小化・・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

## 6 概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取組む主な内容は次のとおりとします。

### 1) ハード対策の主な取組み

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりとします。

項 目	主な取組み項目	備 考
<p>◆洪水を河川内で安全に流す対策</p> <p>対応課題 (27)(36)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先的に実施する堤防、護岸等の整備【県】</li> <li>・適時適切な維持管理の実行【県】</li> </ul>	
<p>◆避難行動や水防活動等に資する基盤等の整備</p> <p>対応課題 (3)(4)(5)(19)(20)(21)(35)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量や水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握し伝達するための基盤整備【県】</li> <li>・防災行政無線の改良（デジタル化）、防災ラジオ、ディスプレイ付戸別受信機の配布等【市町村】</li> <li>・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備【県・市町村】</li> <li>・水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置【県・市町村】</li> <li>・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化【市町村】</li> </ul>	

## 2) ソフト対策の主な取組み

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組み項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりとします。

### ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組み

項目	主な取組み項目	備考
<p>◆広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</p> <p>対応課題 (1)(2)(12)(15)(16) (17)(18)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表【県】</li> <li>広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等【市町村】</li> <li>支え合いマップ、ハザードマップの整備・拡充【市町村】</li> <li>要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進【市町村】</li> </ul>	
<p>◆避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</p> <p>対応課題 (7)(8)(9)(10)(11) (13)(14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告の発令に着目したホットライン・タイムラインの作成【県・市町村・気象台】</li> <li>タイムラインに基づく首長も参加した実践的な訓練【市町村・気象台】</li> <li>「危険度を色分けした時系列」、「警報級の可能性」や「洪水警報の危険度分布」等の新しい防災気象情報の利活用の検討【県・市町村・気象台】</li> </ul>	
<p>◆防災教育や防災知識の普及</p> <p>対応課題 (3)(4)(5)(19)(20) (21)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員を対象とした講習会の実施【市町村】</li> <li>小学生を対象とした防災教育の実施【市町村】</li> <li>出前講座等を活用した講習会の実施【気象台・県】</li> <li>プッシュ型の洪水予報等の情報発信【県】</li> <li>水位計やライブカメラ等の情報をリアルタイムで提供【県】</li> </ul>	

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組み

項 目	主な取組み項目	備 考
<p>◆より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化</p> <p>対応課題 (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施【市町村】</li> <li>• 水防団同士の連絡体制の確保【市町村】</li> <li>• 水防団や地域住民が参加する、洪水に対しリスクが高い区間の共同点検【県・市町村】</li> <li>• 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集指定を促進（広報誌、市町村のイベント、コミュニティー放送等）【市町村】</li> <li>• 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築【市町村】</li> <li>• 関係機関が連携した水防訓練【県・市町村】</li> <li>• 災害拠点となり得る施設・資材・備品の強化等【県・市町村】</li> </ul>	

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組み

項 目	主な取組み項目	備 考
<p>◆排水計画（案）の作成及び訓練の実施</p> <p>対応課題 (1) (2) (6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 排水（ポンプ車）訓練への参加【県】</li> </ul>	

## 7 取組方針のフォローアップ

この取組方針に記載した事項については、各構成員において、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するよう努めるとともに、目標の実現に向け、継続的に取組むものとする。

また、本協議会は随時出水期前に開催し、取組みの進捗状況を確認するとともに、必要に応じ、この取組方針を見直すものとする。